

## 東海市オープンカウンタ実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する物品購入について、東海市契約規則（昭和44年規則第11号。以下「規則」という。）及び東海市物品及び役務の提供等電子調達要領（以下「電子調達要領」という。）に定めるもののほか、オープンカウンタの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、「オープンカウンタ」とは、物品購入の案件を公開し、一定の資格を有する者で、参加を希望する者（以下「参加者」という。）から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格（以下「最低見積価格」という。）を提示した者と契約を締結する公開見積競争の方法をいう。

### (参加資格)

第3条 参加者に必要な資格は、案件が公開された日から契約の相手方の決定までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) あいち電子調達共同システム（物品等）の入札参加資格申請サブシステムにより申請し、本市の入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規の規定に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を受けた者で、当該措置期間中でないこと。
- (4) 東海市が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けた者で、当該措置期間中でないこと。
- (5) その他案件ごとに定める資格を有する者であること。

### (対象)

第4条 オープンカウンタの対象となる案件は、規則第24条で規定する随意契約ができる限度額以下で、種目等を考慮して決定するものとする。

2 オープンカウンタの実施は、あいち電子調達共同システム（物品等）の電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により行うものとする。

### (紙見積りによる参加)

第5条 電子調達要領第12条第2項各号の規定に該当する場合は、前条第2項の規定にかかわらず、書面による見積りの参加を認めることができる。

2 契約担当者（規則第2条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）は、前項の規定により書面による参加を認めたときは、電話その他確実な方法でその旨を通知するものとする。

（仕様書等の公開）

第6条 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）は、電子入札システムにより閲覧に供するものとする。

（同等品の提案及び承認）

第7条 参加者は、同等品を提案する場合は、案件ごとに定める期限までに発注担当課に見本等を提示し、当該担当課の承認を得るものとする。

（仕様書等に関する質問及び回答）

第8条 参加者は、仕様書等に質問がある場合は、案件ごとに定める期間内に、発注担当課に行うものとする。

（見積書の提出）

第9条 見積書は、公開された仕様書等の内容に基づき、当該見積書の提出期限までに、電子入札システムにより提出するものとする。

（資料の提出）

第10条 参加者は、見積書の提出に併せて資料を求められた場合は、電子入札システムの添付機能を利用して当該資料を当該見積書と併せて提出しなければならないものとする。

（参加資格の確認）

第11条 契約担当者は、契約の相手方を決定するときは、第3条で定める参加資格を満たす者であることを確認するものとする。

2 前項の確認は、見積書の提出後に行うものとする。

（見積りの無効）

第12条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 参加者の資格を有しない者が提出したもの
- (2) 所定の方法により所定の日時までには到達しなかったもの
- (3) 談合等不正行為によるもの

- (4) 記載事項に誤りのあるもの
- (5) 記載事項が確認できないもの
- (6) 同一事項の見積りに対し、2以上の意思表示をしたもの
- (7) 添付資料が必要な場合において、添付資料のないもの又は添付資料に必要な事項の記載のないもの
- (8) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したもの  
(契約の相手方の決定)

第13条 契約担当者は、最低見積価格を提示した者を契約の相手方と決定する。

(くじによる相手方の決定)

第14条 最低見積価格を提示した者が2以上あるときは、電子入札システムにおける電子くじにより契約の相手方を決定するものとする。

(落札者がいない場合の手続)

第15条 オープンカウンタを実施した結果、契約の相手方を決定することができなかった場合は、不調とする。

2 不調となった場合は、応札参加者の内から低価格の見積書を提出した5者以内と再度その案件を紙入札で2回まで行うことができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、参加者がいない場合は、仕様書等又は参加資格を変更し、再度その案件をオープンカウンタで行うことができるものとする。

(決定の通知)

第16条 契約担当者は、契約の相手方が決定した場合は、電子入札システムによりその旨を契約の相手方に通知するものとする。

(結果の公表)

第17条 契約担当者は、契約の相手方を決定した場合は、電子入札システムにより次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 案件番号
- (2) 発注所属
- (3) 案件名称
- (4) 納入場所
- (5) 開札日
- (6) 落札者

(7) 落札金額

(雑則)

第18条 この要領に定めるもののほか、オープンカウンタの実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。